

行動調査ご利用の手引き

行動調査とは、専門の調査員がご指定の期日の間、被調査人を尾行し、被調査人のとった行動をお客様に報告する調査です。

従って、被調査人が、お客様が意図する行動をとらない場合もございますのであらかじめご了承の上、調査委託契約を締結してください。

行動調査利用規定

1. 行動調査の料金は、お客様が依頼した日数と時間により発生します。
2. 行動調査実行中に、調査の状況や交通状態、地理的な条件などさまざまな理由で調査の中断・中止となる場合があります。この場合でも、お客様は、調査が出来なくなった時間までの料金の支払の責は発生します。被調査人が突然タクシーを利用する、駆け込み乗車をする、車両追跡時の信号・踏み切り、被調査人の警戒行動などがこれに相当します。
3. 住宅地などでの張り込み調査に於いては、付近住人により調査員が不信人物として警察へ連絡される等の外的な要因があり、対象者の自宅前での調査が出来ない場合があります。
4. 調査が当社調査員のミスによって開始できない(被調査人を発見できない)場合は、後日に調査をやり直すことで対応をさせていただきます。やり直しの料金は不要です。
5. なるべく担当の調査員から携帯などでご連絡をするように心がけておりますが、必ずご連絡ができるというお約束は出来かねます。
6. 行動調査実施中は、お客様に調査状況のご説明が出来ない場合があります。
7. お客様から指示を受けてから調査員が出発する場合の緊急調査については、お客様からご連絡があった時刻を調査の開始時刻として計算いたします。万一、調査対象者の方が予想外に早く動いて調査員が対象者を補足できなかった場合でも、お客様が解除の指示をされた時刻までの料金を頂きます。
8. 以下の経費については、調査終了後にご請求をさせていただきます。また、調査の進捗状況により領収書を取得できない場合があります。
 - 被調査人と行動を共にする為に入った飲食店などの飲食費
 - 被調査人の行動を追う為に使用した交通費実費(新幹線・飛行機・タクシーなど)
 - 宿泊を伴う調査の場合、調査員の宿泊費実費
9. 調査委託契約を締結された後に、ご依頼者の事情により調査の日程や開始時刻を変更されるときは、ご契約時に定めた予定日の24時までには当社宛て連絡をしてください。万一、連絡が遅れますと、調査が実働に移行し、料金が発生いたします。ただし、調査開始時刻が同日の午前8時以前の場合は、調査開始予定時刻の12時間前までにご連絡をお願いします。
10. お客様より特別の申し出の無い限り、調査は進捗状況に合わせて延長をいたします。この際、下記の料金の規定に従います。
 - 調査実行後、1時間ごとに1名当たり12000円(税別)
 - 但し人数の指定の無いパックコースは12000円(税別)

- 1 1 . 調査の結果報告は、報告書の作成をもっていたしますが、調査の状況などにより、写真・ビデオなどで報告させていただく場合もございますのであらかじめご了承ください。通常、調査報告書のお渡しには、調査の最終日より4日から7日頂いております。
- 1 2 . 調査実行中は、できるかぎり写真・ビデオの撮影をいたしますが、調査の状況により撮影が困難な場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、顔の撮影を条件として契約をするなどの条件付契約はお引き受けできません。(通常、ラブホテルに入場する時は背中撮影ですが、裁判所で使えないと言う事はありません)

[株式会社プライベートアイ](#)

0 1 2 0 - 5 3 - 1 2 4 0